

# 感震ブレーカー設置費用の一部を助成しています！

申請期間 令和7年4月15日(火)から令和8年3月2日(月)まで

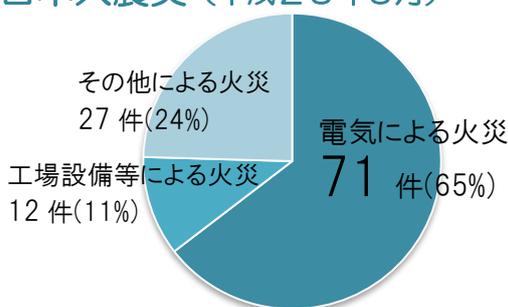
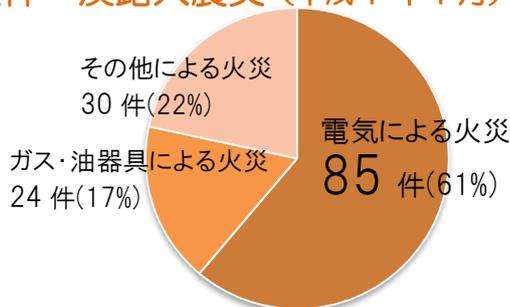
助成について詳しくは裏面をご覧ください。



大規模地震時に発生した火災の6割以上が電気に起因しています。

阪神・淡路大震災（平成7年1月）

東日本大震災（平成23年3月）



※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討報告書について(概要)」より

地震による火災を防ぐには感震ブレーカーの設置が有効です。

感震ブレーカーは震度5強以上の揺れを感知した場合にブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具です。感震ブレーカーを設置することにより、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災の発生を防止する有効な手段となります。助成対象となる製品は以下の3種類です。

| 分電盤タイプ(内蔵型)                              | 分電盤タイプ(後付型)                                      | コンセント型                            |
|--|--|-----------------------------------|
|  |  |                                   |
| 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断します。 | 既存の分電盤に後付けのセンサーを取付けます。分電盤の種類によっては取付けられない場合があります。 | 内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセント毎に電気を遮断します。 |
| 費用のめやす(工事費含)8~15万円                       | 費用のめやす(工事費含)4~9万円                                | 費用のめやす(1箇所)6千~2万円                 |

## 感震ブレーカーのはたらき

### 基本動作

地震探知後、3分が経過するとブレーカーを自動遮断します。

地震検知

3分経過



地震探知後3分以内に

停電が発生した場合

復電直後にブレーカーを自動遮断します。

- 避難のために、懐中電灯等の非常用照明器具の準備をお勧めします。
- 医療器具等をご利用の方は、電気遮断による影響を十分考慮して設置を検討してください。

## 感震ブレーカー設置費用助成について

区内にある住宅(新築含む)を所有されている方に対し、感震ブレーカー設置費用の一部を助成します。

| 対象者                | 助成対象製品    | 助成額                            |
|--------------------|-----------|--------------------------------|
| 区内に住宅を有し、設置を希望する方  | 分電盤タイプ※1  | ①一般世帯<br>設置費用の2/3(上限5万円)       |
|                    | コンセント型等※2 | ②住民税非課税世帯<br>設置費用の5/6(上限6万2千円) |
| 区内に住宅を新築し、設置を希望する方 | 分電盤タイプ    | 1万円                            |

※1 分電盤タイプは、一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅分電盤 JWDS0007 付2」の規格で定める構造・機能を有するもの

※2 コンセント型等は、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するもの

## 申請の流れ

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| ① 対象確認                                | 助成対象にあてはまるか、 <b>上記対象者の条件を確認</b> してください。<br>※賃貸マンション・アパートの賃借人の方は助成対象外です。<br>※マンション管理組合等からの申請はできません。   |
| ② 設置器具・費用の決定                          | 電気工事店等に、設置する感震ブレーカーの種類や費用について相談し、見積書をご用意ください。電気工事店をお探しの場合は、 <b>新宿地区住宅電気工事センター</b> (電話:03-3356-7933)にお問い合わせください。  |
| ③ 申請書提出<br>※ <b>工事を行う前に申請をしてください。</b> | 申請書類一式を <b>令和8年3月2日(月)(厳守)までに</b> 危機管理課へ提出してください。<br>(持参又は郵送)<br>必要書類:申請書・見積書・住宅を所有している証明書(直近に発行された固定資産税納税通知書(課税明細書含む)の写もしくは3か月以内に発行した不動産登記簿謄本など)<br>住民税非課税世帯においては、3か月以内に発行した全員の非課税証明書<br>※申請書は、区ホームページ又は危機管理課窓口にあります。<br>※当該機器設置業者が申請を代行する場合は、代理人の届出            |
| ④ 助成金<br>交付決定                         | 申請書受理後、助成対象であることが確認できた方に、交付決定通知書をお送りします。<br>※審査の結果、助成金が交付できない場合があります。(不交付決定通知書を送付)   |
| ⑤ 設置工事及び報告書の提出                        | <b>交付決定通知書が届きましたら、工事を開始してください。</b><br><b>写真(設置前、設置後、建物外観)を忘れずに撮影してください。工事代金の支払い後に必ず領収書(あて名は申請者の氏名の記載が必要)を受け取ってください。</b><br>工事完了後、実績報告書類一式(設置状況が確認できる写真、領収書の写し等)を危機管理課へ <b>令和8年3月13日(金)までに</b> 提出してください。内容を審査後、交付額確定通知書及び請求書を送付します。期限までに提出できない場合は、危機管理課までご相談ください。 |
| ⑥ 請求書提出<br>助成金振込                      | <b>令和8年3月31日(火)(厳守)までに</b> 請求書を危機管理課へ提出してください。<br>※請求書受理後、概ね1か月以内に指定口座に助成金を振り込みます。   |

・申請は1助成対象者につき1回のみです。

問合せ・申込み

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1  
新宿区 危機管理課 新宿区役所本庁舎4階  
電話 03-5273-4592